

## NEPA と環境影響評価法に関する研究 －市民参加における日米の相違－

田中 章研究室  
0731098 清水 歩

### 1. 背景と目的

世界で初めての環境アセスメント(以後アセス)の法制度であり、アセスという発想を世界に広めたのが National Environmental Policy Act (以後 NEPA、国家環境政策法) であり、これに倣い、日本では 1997 年に環境影響評価法(以後アセス法) が制定された。アセスの主要な目的の要件として市民参加であることは、これまで提言されてきており、NEPA においては、特に一般公衆への情報公開等、市民の参加を重要視している面がある。一方、日本では市民参加に関し消極的であり意識が希薄であることが問題視される。

本研究では、これらの背景を踏まえ、市民参加に焦点を当て、日米での相違を見出し今後の日本のアセス法の改善のための足掛かりとなる一つの資料を提示することを目的とする。

### 2. 研究方法

米国環境諮問委員会(以後 CEQ) による『A Citizen's Guide to the National Environmental Policy Act』及び、環境省による『環境アセスメントのあらまし』を主な引用文献とし、NEPA に関する文献である Diori L.Kreske 著の『Environmental Impact Statement』を基に研究した。

### 3. 研究結果

#### 3-1 アセスメントプロセスの仕組み

##### (1) プロセスの流れ

アセスプロセスでは、事業が提案されることから

始まり、法制度の違いによりその実施者が異なり、また、アセス法と NEPA では、対象の決定の際に実施を決定するか、実施の除外の判別といったようにアセス実施に関する姿勢が異なる。代替案も含め影響の調査、予測、評価の後、情報公開し、関係者及び市民参加が行われる。

#### (2) 主な要件

米国では、環境関連の法律が 20～30 あり、NEPA は、これら複数の環境関連法がすべて遵守実施されるような位置づけが与えられており、事業実施の合法性を確認するために存在している。NEPA は連邦行為に関して適用されるだけでなく、承認、認可、許可と言うような非連邦行為に対する連邦の認可を含む非常に広い範囲の連邦行為に適用する。主として大規模な事業に傾注されるが法律の機能の鍵となるのは、事業の規模ではなく影響度である。そして、この法律には基本的に重要な要件があり、連邦政府機関は代替案をもつこと、代替案ごとの評価、影響を受ける一般市民を、計画に参加させることが挙げられる。また、一般的に NEPA には 4 つの段階を基本としたプロセスが実施される。

表 1 NEPA のプロセスの 4 段階

第 1 段階	提案された行為の内容を明文化
第 2 段階	他の代替案の検討
第 3 段階	提案行為と代替案に対するアセスの実施
第 4 段階	市民参加

### 3-2 市民参加の位置づけ

#### (1) 市民参加の意義

これまで、人間環境宣言等において「市民参加」は環境問題での重要なファクターであるという考えは強調されており、各個人はその情報へのアクセス権が認められている。これは、「環境に関する、情報へのアクセス、意思決定における市民参加、司法へのアクセスに関する条約（オーフス条約）」での「情報へのアクセス」「政策決定過程への参加」「司法へのアクセス」を保障することで環境分野における市民参加の促進が謳われている。提案された行為により環境上の影響を受ける、もしくはそのおそれのある市民がアセスに参加することで環境への適正な対処がされると予測される。

#### (2) 市民参加の日米比較

官庁の意思決定プロセスにおいて市民の参加を得ることが EIS の 1 つの目的としてあり、現在、NEPA に基づいて環境関連文書を作成する場合には、すべての連邦官庁と多くの州及び地方の官庁は、事業案件のタイプや官庁の規則によって参加の程度に差はあるが市民を参加させねばならない。

ここで言う一般市民とは事業実施場所の近隣住民だけでなく、関心のある市民であれば誰でも参加することが出来る。CEQ 規則では、市民参加を強く推奨しているものの、詳細を言及しているわけではない。また、市民の関与もしくは参加は、市民と主導官庁との実際的な相互作用であることから、その程度や参加を得る方法は主導官庁によって決定される。しかしながら、官庁の計画を一般市民に通知する時に取らねばならない方法や市民への通知のための追加的な方法は CEQ 規則により明確化されている。それに対し日本では、NEPA に比べ案内書等における市民参加に関する記述が著しく少ない。

また、市民参加の機会は日米においてアセスプロセス中の計 5 回、日本では計 2 回と差があることが明らかになっている。

表 2 公衆参加機会の日米比較

	日本	アメリカ	
	事業の提案	事業の提案	
	アセス実施の決定	アセス実施除外の判別	
		EA	●
		(FONSI)	●
		NOI	
●	スコーピング	スコーピング	●
●	準備書	DEIS	●
	評価書	FEIS	●
	(評価書の補正)	(SEIS)	
		ROD	
		(モニタリング)	
	事業着手	事業着手	
●: 公衆参加のタイミング			

### 3-3 市民参加の案内

日本では、環境省の環境影響評価情報支援ネットワークにおいて、『環境アセスメント制度のあらまし』、また、アメリカでは CEQ が運営する WEB サイト上で『A Citizen's Guide to the National Environmental Policy Act』が掲載されており、誰もが簡単にアクセスし、閲覧することが可能である。

### 4. 結論と考察

本研究では、環境アセスメントの基礎と言える米国の NEPA において、一つの重要な要件とされている市民参加に焦点を当て、市民参加がどれほど重要であるかがより明確になり、市民への手引きの重要性が判明した。更に、アセスプロセスにおける日米での基本的な仕組みの違いが明らかになった。また、現在の日本のアセス法の体制の問題点が浮かび上がり、その問題点に関し見直していく必要があるのではないかと考える。市民参加という重要な要件に注目し、今後の日本における環境影響評価法の発展に期待したい。

#### 【主要参考文献】

- 環境省 『環境アセスメント制度のあらまし』  
 Executive office of the president (2007) A Citizen's Guide to the NEPA, 55pp.  
 Diori L.Kreske (1996) Environmental Impact Statement :A Practical Guide for Agencies, Citizens, and Consultants, John Wiley& Sons Inc, United State, 480pp.